

令和6年8月1日

各位

九重町役場農林課

令和7年度林業関連補助事業の要望調査について

(しいたけ・林業・竹林)

1 しいたけ栽培の増産・始める際に必要な資機材購入への助成制度があります。

各種しいたけ栽培に関する支援制度等の情報(大分県 HP QR コードより)

設備・機械関係への申請は予算を確保してからの申請となります。

要望は事業実施希望年度の前年度9月末までに、農林課にて申し込み、生産量・駒数などの要件を満たしていること等の審査を経て予算の確保に向けて動き出します。そのため、要望時には費用面が分かる書類(見積書・図面など)を事前に準備いただくようお願い致します。



2 低コスト簡易作業路整備事業について

しいたけ原木搬出用の作業路(低コスト簡易作業路)について

1mあたり500円の補助を実施(大分県400円、町100円)

採択要件として、幅員は2.0m以上、1路線の延長は100m以上とする

事業要望については、事業実施希望年度の前年度10月末までに農林課まで申請ください。

※作業路開設の事業着手については、補助決定通知受領後の実施となります。

※予定箇所が保安林である場合には事前に大分県西部振興局(日田市)への手続きを行う必要があります。



◆くぬぎ等の伐採作業を行う際には、伐採届の提出が必要となります。◆

伐採届の提出方法は2種類。

(1)事前提出(30日前までに役場に提出)

(2)事後提出(完了後に森林組合等に)

(2)の事後提出の補足:森林経営計画に基づき、森林組合等から下刈り、鹿ネット補助金の補助を予定した伐採の場合は、森林法10条の8による事前提出は不要ですが、事前に森林組合等への協議が必要です。

(1)の事前提出時(役場提出)の様式は ◇こちらからダウンロードが出来ます。◇



(問い合わせ先)

農林課・畜産林業G

電話:76-3804

担当:上原・高倉